

所得

給与収入や所得金額を確認

ここです

前年1年間の給与収入の額を記載しています。

Point

会社から市役所へ提出された“給与支払報告書”に基づいています。ただし、個人で所得税の確定申告や市県民税の申告をした場合は、その申告内容に基づきます。

給与所得控除・所得金額調整控除を差し引いた給与所得の額を記載しています。

Point

給与は個人事業者の事業収入とは異なり、一般的には必要経費を実費で差し引くことなく、一定の計算による“給与所得控除”が差し引かれます。

所得	給与収入	主たる給与以外の所得区分	営業等	農業	不動産	利配当	給与	雑	譲渡・時
	給与所得(所得金額調整控除後)								
	その他の所得計								
	総所得金額①								



前年の所得の合計額を記載しています。

※分離課税になる株式の譲渡などの分は除きます。

Point

収入の種類が給与のみであれば、給与所得(所得金額調整控除後)と同じ金額が記載されます。異なる場合は、例えば公的年金の所得などが合算されています。

給与以外の所得の合計額を記載しています。

※分離課税になる株式の譲渡などの分は除きます。

Point

個人で所得税の確定申告や市県民税の申告により、給与以外の所得を申告した場合にその合計額が記載されます。ただし、公的年金等の雑所得は申告が無い場合でも記載されます。

所得控除

医療費や扶養などの控除額を確認

ここです

雑損控除・医療費控除の額を記載しています。

Point

雑損控除と医療費控除は個人で所得税の確定申告や市県民税の申告をした場合にしか記載されません。

障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生 控除の額を記載しています。

Point

所得税とは控除額が異なります。給与支払報告書や所得税の確定申告等に記載された内容が反映されます。

所得控除	雑損	障・寡・ひ・勤	配偶者	配偶者特別	扶養基礎	所得控除合計②	配偶者	老配	特同居	老同居	16歳未満	その他	同居特障	別居特障	障害者	本人該区分	未成年者	特別障害	障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生	繰越損失
	医療費																						
	社会保険料																						
	小規模企業共済																						
	生命保険料																						
地震保険料																							

生命保険料・地震保険料控除の額を記載しています。

Point

所得税とは控除額の計算が異なります。給与支払報告書や所得税の確定申告等に記載された各保険料の支払額を元に市役所が市県民税の控除額を計算しています。

配偶者・配偶者特別・扶養各控除の額を記載しています。

Point

一部を除き所得税とは控除額が異なります。給与支払報告書や所得税の確定申告等に記載された内容が反映されます。

課税標準

税額計算のもとになる課税所得額（課税標準）を確認

課 税 標 準	総所得③
	山林等
	分離短期譲渡
	分離長期譲渡
	株式等の譲渡
	上場株式等の配当等 先物取引

所得から控除を差し引いた額を記載しています。

Point 総所得③ = 総所得金額① - 所得控除合計②
ここは「山林等」以下にあるもの以外の所得について記載されています。

Point 総所得③に対しては下表にあるとおりの税率がかかります。

課税標準	市民税	県民税
総所得③	6.0%	4.0%
山林等	6.0%	4.0%
分離短期譲渡	5.4% or 3.0%	3.6% or 2.0%
分離長期譲渡	3.0% or 2.4%	2.0% or 1.6%
株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

総所得以外に区分されるものを記載しています。

Point これらは“分離課税”と言われ、総所得とは切り分けて税額を計算されるものです。所得税の確定申告や市県民税の申告をしていない場合はこれらの項目に数値が入ることはありません。

Point 税率は右の表のとおり定められています。分離短期譲渡と分離長期譲渡は譲渡の内容によって税率が変わります。

税額

市民税と県民税の額を確認

市 民 税	税額控除前所得割額④
	税額控除額⑤
	所得割額⑥
	均等割額⑦
	税額控除前所得割額④
	税額控除額⑤
	均等割額⑦
県 民 税	所得割額⑥
	均等割額⑦
	均等割額⑦

課税標準額 × 税率の額の合計を記載しています。

かかった税額から差し引かれる税額控除の合計を記載しています。

Point “ふるさと納税”で馴染みのある寄附金税額控除や住宅ローン控除などがここに合算されています。

今年度の税額が記載されています。

Point 所得割額⑥は、税額控除前所得割額④から税額控除額⑤を差し引いたものです（100円未満切り捨て）。

Point 均等割額⑦は、
市民税：3,000円
県民税：1,000円 + 県民緑税800円 = 1,800円

ふるさと納税や住宅ローンの控除は？

よく、ふるさと納税や住宅ローンに係る控除がいくらになっているのかというお問い合わせを頂戴します。適用されている場合は、通知書の左下「摘要」欄に記載しております。

記載例)
住宅借入金等特別税額控除額 (市)〇〇円 (県)〇〇円
ふるさと納税控除額 市 ××円 県 ××円

徴収額

給与から特別徴収される年税額を確認

額	森林環境税額⑧	
	特別徴収税額⑨	
	控除不足額⑩	
	既充当・既委託納付額⑪	
	既納付額⑫	
	差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)	
	変更前税額⑬	
	増減額(⑨-⑬)	

森林環境税の額を記載しています。

Point 令和6年度から、住民税と併せて徴収されることになった国税です。年税額は1,000円です。

給与からの特別徴収の対象となる税額を記載しています。

Point 市民税と県民税の各所得割額および均等割額、森林環境税を合計した税額が記載されています。

年度の途中で税額が変更になった場合に変更前の税額と増減額を記載しています。

Point 申告期限後に所得税の確定申告を提出したり、市役所が調査を行い、所得金額や控除額に変更があった場合には徴収額変更後の通知をお送りしています。

最終的な特別徴収税額を記載しています。

Point 上場株式の譲渡や配当に係る“株式譲渡割額”と“配当割額”が所得割額から控除し切れなかった額（控除不足額⑩）を均等割額等へ充当するなど、最終的な調整をした額が記載されます。

徴収月額

毎月の徴収額を確認

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

毎月の徴収額をそれぞれ記載しています。

Point 通常は特別徴収の対象税額を6月から翌年5月までの12か月で按分して徴収されます。

Point 令和6年度は定額減税の実施により、定額減税が適用される場合は6月の徴収はありません。減税後の税額が7月からの11か月で按分されます。

お問合せ

受給者番号	氏名	指定番号
住所	住所	宛名番号

電話やメールでお問い合わせの際は

- 指定番号
- 宛名番号

を職員にお伝えください。

